

収納代理金融機関を定めたことについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定により、本市の収納代理金融機関を下記のとおり定めたので、同条第8項の規定により告示する。

令和8年9月18日

伊丹市長 中 田 慎 也

記

1 金融機関名

(株)池田泉州銀行
(株)三菱UFJ銀行
(株)りそな銀行
(株)みずほ銀行
(株)但馬銀行
(株)徳島大正銀行
尼崎信用金庫
兵庫ひまわり信用組合
近畿労働金庫
北おおさか信用金庫
播州信用金庫
(株)京都銀行
(株)関西みらい銀行
兵庫六甲農業協同組合
(株)ゆうちょ銀行
大阪シティ信用金庫

2 期 間

令和8年10月1日から

令和9年9月30日まで